富士市パートナーシップ・ファミリーシップの取扱いに関する要綱

（令和３年３月３１日告示第１８号）

（趣旨）

第１条　この要綱は、富士市男女共同参画条例（平成１６年富士市条例第１３号）の趣旨に基づき、誰もがその人権を尊重され、多様な性や生き方を認め合いながら、自分らしく生きることができる社会の実現に寄与するため、パートナーシップの宣誓及びファミリーシップの届出の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　パートナーシップ　互いを人生のパートナーとし、相互に責任を持って協力し合うことにより共同生活を行うことを約束した２者の間の関係をいう。

⑵　ファミリーシップ　パートナーシップにある者とパートナーシップにある双方又は一方の子、親その他市長が認める者とが互いに家族として協力し合う関係をいう。

⑶　宣誓　パートナーシップにある者同士が、市長に対し、双方が互いにパートナーであることを誓うことをいう。

（宣誓の要件）

第３条　宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

⑴　民法（明治２９年法律第８９号）第４条に規定する成年に達していること。

⑵　パートナーシップにある双方又はいずれか一方が市内に住所を有していること。

⑶　現に婚姻をしておらず、かつ、パートナーシップにある相手方以外の者と宣誓をしていないこと。

⑷　パートナーシップにある者同士が民法第７３４条から第７３６条までの規定により婚姻をすることができないとされている者同士の関係（養子縁組をしている、又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。）にないこと。

（宣誓の方法）

第４条　宣誓をしようとする者は、その双方が職員の面前でそれぞれ自署したパートナーシップ宣誓書（第１号様式。以下「宣誓書」という。）を市長に提出しなければならない。

２　前項の宣誓書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

⑴　住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書又は戸籍の附票の写し

⑵　戸籍抄本（日本国籍を有してしない者にあっては、現に婚姻していないことを証する書類）

⑶　前２号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類

３　市長は、宣誓をしようとする者の一方又は双方が宣誓書に自署することができないと認めるときは、これを代筆させることができる。

４　市長は、宣誓をしようとする者が本人であることを確認するため、次の各号のいずれかの書類の提示を求めることができる。

⑴　個人番号カード

⑵　旅券

⑶　在留カード

⑷　官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの

⑸　前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

（通称名の使用）

第５条　宣誓をしようとする者は、宣誓書に通称名（戸籍上の氏名以外の呼称で当該氏名に代わるものとして広く通用しているものをいう。）を使用することができる。

２　前項の規定により宣誓をしようとする者が通称名を使用する場合は、市長は、前条第４項各号に掲げる書類のほか、日常的に当該通称名を使用していることが客観的に分かる書類の提示を求めることができる。

（宣誓書受領証等の交付）

第６条　市長は、宣誓をした者の双方が第３条に規定する要件を満たしていると認めるときは、当該宣誓をした者に対し、次に掲げる書類（以下「宣誓書受領証等」という。）を交付する。

⑴　パートナーシップ宣誓書受領証（第２号様式）

⑵　パートナーシップ宣誓書受領カード（第３号様式）

（宣誓書受領証等の再交付）

第７条　前条の規定により宣誓書受領証等の交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）は、当該宣誓書受領証等の紛失、毀損、汚損等により再交付を受けようとするときは、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（第４号様式。以下「再交付申請書」という。）を市長に提出することにより、宣誓書受領証等の再交付を受けることができる。この場合において、毀損又は汚損により宣誓書受領証等の再交付を受けるときは、再交付申請書に当該宣誓書受領証等を添えなければならない。

２　市長は、前項の規定により再交付申請書の提出があったときは、宣誓書受領証等を再交付す

る。

（宣誓書受領証等の記載事項の変更）

第８条　宣誓者は、宣誓書受領証等に記載された氏名に変更が生じたときは、パートナーシップ宣誓書受領証等変更届出書（第５号様式。以下「変更届出書」という。）に宣誓書受領証等及び次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、宣誓書受領証等の紛失その他やむを得ない理由があるときは、当該宣誓書受領証等の提出を要しない。

⑴　戸籍上の氏名を変更した場合にあっては、戸籍抄本

⑵　前号に掲げる以外の場合にあっては、市長が必要であると認める書類

２　市長は、前項の規定により変更届出書の提出があったときは、変更後の宣誓書受領証等を交付する。

（宣誓書受領証等の返還）

第９条　宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届出書（第６号様式。以下「返還届出書」という。）を添えて宣誓書受領証等を市長に返還しなければならない。ただし、宣誓書受領証等の紛失その他やむを得ない理由があるときは、返還届出書の提出をもって宣誓書受領証等を返還したものとみなす。

⑴　パートナーシップを解消したとき。

⑵　双方が共に市内に住所を有しなくなったとき。

⑶　一方又は双方が第３条第３号又は第４号に掲げる要件を満たさなくなったとき。

２　市長は、宣誓者が次の各号のいずれかに該当するときは、宣誓書受領証等の返還を求めるものとする。

⑴　虚偽その他不正な手段により宣誓書受領証等の交付を受けたことが判明したとき。

⑵　宣誓書受領証等を不正に利用し、又は改変したと市長が認めるとき。

（宣誓書記載内容証明書の交付）

第１０条　宣誓者は、パートナーシップ宣誓書記載内容証明書交付申請書（第７号様式）を市長に提出することにより、パートナーシップ宣誓書記載内容証明書（第８号様式。以下「内容証明書」という。）の交付を受けることができる。

（宣誓書受領証等へのファミリーシップにある者の氏名の記載等）

第１１条　宣誓をしようとする者又は宣誓者は、宣誓書受領証等にファミリーシップにある者の氏名の記載を希望するときは、ファミリーシップに関する届出書（第９号様式。以下「ファミリーシップ届出書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

⑴　パートナーシップにある双方又はいずれか一方の子であることを証する書類

⑵　パートナーシップにある双方又はいずれか一方の親であることを証する書類

⑶　前２号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類

２　宣誓者は、宣誓書受領証等に記載されているファミリーシップにある者の氏名の削除を希望するときは、ファミリーシップ届出書を市長に提出しなければならない。

３　市長は、第１項の規定による提出があったときは当該ファミリーシップにある者の氏名を記載した宣誓書受領証等を、前項の規定による提出があったときは当該ファミリーシップにある者の氏名を削除した宣誓書受領証等を交付する。

４　第１項及び第２項の場合において、宣誓をしようとする者又は宣誓者は当該ファミリーシップにある者の同意を得るものとし、及び当該ファミリーシップにある者（１５歳以上の者に限る。）はファミリーシップ届出書に自署するものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

（準用）

第１２条　第４条第４項の規定は、第６条の規定により宣誓書受領証等の交付を受ける場合、第７条第２項の規定により宣誓書受領証等の再交付を受ける場合、第８条第２項の規定により変更後の宣誓書受領証等の交付を受ける場合、第９条の規定により宣誓書受領証等を返還する場合、第９条の規定により宣誓書受領証等を返還する場合、第１０条の規定により内容証明書の交付を受ける場合及び前条第３項の規定によりファミリーシップにある者の氏名を記載し、又は削除した宣誓書受領証等の交付を受ける場合について準用する。

（市民及び事業者への周知及び啓発）

第１３条　市長は、市民及び事業者がこの要綱の規定に基づくパートナーシップの宣誓制度及びファミリーシップの届出制度並びにその趣旨を理解するとともに、その社会活動の中でこれらを尊重し、公平かつ適切な対応をとることができるよう、周知及び啓発に努めるものとする。

（委任）

第１４条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

第１号様式（第４条関係）

（表面）

パートナーシップ宣誓書

年　　月　　日

（宛先）富士市長

私たちは、富士市パートナーシップ・ファミリーシップの取扱いに関する要綱の規定に基づき、互いを人生のパートナーとし、相互に責任を持って協力し合うことにより共同生活を行うことを約束した関係であることを宣言し、ここに誓います。

戸籍上の氏名 又は通称名	フリガナ	フリガナ
生年月日	年　　月　　日	年　　月　　日
住　　所		

代筆者	住　所		
	氏　名		

（裏面）

確認欄

私たちは、次の記載事項の内容が事実と相違ないこと及び富士市パートナーシップ・ファミリーシップの取扱いに関する要綱の規定を遵守することを確認します。

戸籍上の氏名 ※外国籍の人の場合はこれに準ずるもの		
通称名		
通称名を使用する場合の宣誓書受領証等への戸籍上の氏名の併記	□併記する　　□併記しない	□併記する　　□併記しない
確認事項 （該当する項目の□に✓を付してください。）	□成年に達している	□成年に達している
	□市内に在住している	□市内に在住している
	□現に配偶者又はパートナーシップにある者がいない	□現に配偶者又はパートナーシップにある者がいない
	□お互い近親者ではない（宣誓者同士が養子縁組をしている又はしていた場合を除く。）	□お互い近親者ではない（宣誓者同士が養子縁組をしている又はしていた場合を除く。）
	□利用できる市のサービス担当課から、宣誓の有無について問い合わせがあった場合、情報提供することについて同意する。	□利用できる市のサービス担当課から、宣誓の有無について問い合わせがあった場合、情報提供することについて同意する。
	□宣誓の要件を確認するに当たり、市長が住民基本台帳の調査を行うことについて同意する。	□宣誓の要件を確認するに当たり、市長が住民基本台帳の調査を行うことについて同意する。

（注）　近親者とは、直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族をいう。

第２号様式（第６条関係）

第　　号

パートナーシップ宣誓書受領証

パートナーシップ宣誓日
年　　月　　日

氏名	氏名
生年月日 年　　月　　日生	生年月日 年　　月　　日生

富士市パートナーシップ・ファミリーシップの取扱いに関する要綱の規定に基づき、両者は、互いを人生のパートナーとし、相互に責任を持って協力し合うことにより共同生活を行うことを約束した関係であることを、本市において宣誓したことを証します。

また、次の者は、パートナーシップにある者と互いに家族として協力し合うことを約束した関係であることを本市に届け出たことを証します。

ファミリーシップ届出日 年　　月　　日	ファミリーシップ届出日 年　　月　　日
氏名	氏名
生年月日 年　　月　　日生	生年月日 年　　月　　日生
ファミリーシップ届出日 年　　月　　日	ファミリーシップ届出日 年　　月　　日
氏名	氏名
生年月日 年　　月　　日生	生年月日 年　　月　　日生

年　　月　　日

富士市長　　印

第３号様式（第６条関係）

（表面）

パートナーシップ宣誓書受領カード

富士市パートナーシップ・ファミリーシップの取扱いに関する要綱の規定に基づき、両者は、互いを人生のパートナーとし、相互に責任を持って協力し合うことにより、共同生活を行うことを約束した関係であることを、本市において宣誓したことを証します。

宣誓日　　年　　月　　日

宣誓者

［本人］　　［パートナー］

年　月　日　生　　年　月　日　生

年　　月　　日　　富士市長　　㊞

（裏面）

この宣誓書受領カードを提示された方へ

富士市は、一人ひとりが持つ特性の違いや性の多様性を認め合い、全ての人が自分らしく生きることができる社会の実現を目指しています。このカードは、パートナーシップを宣誓し、市がその宣誓書を受領したことを証明するものです。また、ファミリーシップに関する届出書を市が受領した場合は、ファミリーシップにある者の氏名を特記事項に記載するものです。このカードの提示を受けた方は、この趣旨を十分に御理解くださいますようお願いします。

【特記事項】

発行：富士市　　部　　課

備考

１　大きさは、縦５．４センチメートル、横８．６センチメートルとする。

２　特記事項欄には、再交付をした場合の交付年月日等を記載する。

第４号様式（第７条関係）

パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書

年　　月　　日

（宛先）富士市長

住　　所

申請者　　氏　　名

電話番号

富士市パートナーシップ･ファミリーシップの取扱いに関する要綱第７条第１項の規定により、パートナーシップ宣誓書受領証等の再交付を申請します。

宣誓書受領証等の氏名		
生年月日	年　　月　　日	年　　月　　日
宣誓日	年　　月　　日	
再交付を求める書類	□パートナーシップ宣誓書受領証	□パートナーシップ宣誓書受領証
	□パートナーシップ宣誓書受領カード	□パートナーシップ宣誓書受領カード
再交付の理由	□紛失　□毀損　□汚損 □その他（　　）	

備考

1　毀損又は汚損により再交付を受ける場合にあっては、宣誓書受領証及び宣誓書受領カードを添付すること。

2　該当する項目の□に✓を付すこと。

第５号様式（第８条関係）

パートナーシップ宣誓書受領証等変更届出書

年　　月　　日

（宛先）富士市長

住　　所

届出者　　氏　　名

電話番号

富士市パートナーシップ･ファミリーシップの取扱いに関する要綱第８条第１項の規定により、パートナーシップ宣誓書受領証等の変更を届け出ます。

<table>
<tr><td rowspan="2">宣誓書受領証等の氏名</td><td>（変更前）</td><td>（変更前）</td></tr>
<tr><td>（変更後）</td><td>（変更後）</td></tr>
<tr><td>生年月日</td><td>年　　月　　日</td><td>年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>宣誓日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td>変更の理由</td><td colspan="2">□改姓・改名
□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>宣誓書受領証等を添付できない場合は、その理由</td><td colspan="2">□紛失
□その他（　　）</td></tr>
</table>

備考

１　変更内容が確認できる書類（戸籍抄本その他市長が必要であると認める書類）を添付すること。

２　該当する項目の□に✓を付すこと。

第６号様式（第９条関係）

パートナーシップ宣誓書受領証等返還届出書

年　　月　　日

（宛先）富士市長

住　　所

届出者　　氏　　名

電話番号

富士市パートナーシップ･ファミリーシップの取扱いに関する要綱第９条第１項の規定により、パートナーシップ宣誓書受領証等の返還を届け出ます。

宣誓書受領証等の氏名		
生年月日	年　　月　　日	年　　月　　日
宣誓日	年　　月　　日	
返還の理由	□パートナーシップを解消した。 □双方が共に市内に住所を有しなくなった。 □一方又は双方が要件を満たさなくなった。 （具体的な理由：　　）	
宣誓書受領証等を添付できない場合は、その理由	□紛失 □その他（　　）	

備考　該当する項目の□に✓を付すこと。

確認欄 私たちは、パートナーシップを解消することについて合意したことを認めます。 氏名　　氏名

パートナーシップを解消した場合は、上記確認欄にパートナーシップにあった双方が署名すること。

第７号様式（第１０条関係）

パートナーシップ宣誓書記載内容証明書交付申請書

年　　月　　日

（宛先）富士市長

住　　所

申請者　　氏　　名

電話番号

富士市パートナーシップ・ファミリーシップの取扱いに関する要綱第１０条の規定により、パートナーシップ宣誓書記載内容証明書の交付を申請します。

宣誓書受領証等の氏名		
生年月日	年　　月　　日	年　　月　　日
宣誓日	年　　月　　日	

第８号様式（第１０条関係）

パートナーシップ宣誓書記載内容証明書

宣誓者		
戸籍上の氏名		
通称名		
生年月日	年　　月　　日	年　　月　　日
宣誓日	年　　月　　日	

ファミリーシップにある者		
氏　名		
生年月日	年　　月　　日	年　　月　　日
届出日	年　　月　　日	年　　月　　日
氏　名		
生年月日	年　　月　　日	年　　月　　日
届出日	年　　月　　日	年　　月　　日

上記のとおり、富士市パートナーシップ・ファミリーシップの取扱いに関する要綱に基づくパートナーシップ宣誓書及びファミリーシップに関する届出書に記載されている内容について証明します。

年　　月　　日

富士市長　　印

第９号様式（第１１条関係）

ファミリーシップに関する届出書

年　　月　　日

（宛先）富士市長

届出者	住　　所	住　　所
	氏　　名	氏　　名
	電話番号	電話番号

富士市パートナーシップ・ファミリーシップの取扱いに関する要綱第１１条第１項又は第２項の規定により、ファミリーシップに関する事項を届け出ます。

届出の理由		ファミリーシップにある者の □　氏名の記載 □　氏名の削除	ファミリーシップにある者の □　氏名の記載 □　氏名の削除
戸籍上の氏名又は通称名		フリガナ	フリガナ
生年月日		年　　月　　日	年　　月　　日
住　　所			
代筆者	住　所		
	氏　名		

届出の理由		ファミリーシップにある者の □　氏名の記載 □　氏名の削除	ファミリーシップにある者の □　氏名の記載 □　氏名の削除
戸籍上の氏名又は通称名		フリガナ	フリガナ
生年月日		年　　月　　日	年　　月　　日
住　　所			
代筆者	住　所		
	氏　名		

備考

１　ファミリーシップにある者の同意を得た上で届け出ること。

２　ファミリーシップにある者が１５歳以上であるときは、氏名を自書すること。

３　届出者が既にパートナーシップの宣誓をしているときは、パートナーシップ宣誓書受領証等（原本）を添付すること。

４　該当する項目の□に✓を付すこと。